





表紙共4枚

久田宿舎他受水槽及び高置水槽清掃

件名	久田宿舎他受水槽及び高置水槽清掃			図面番号	1/4
図名	表紙			作成年月日	R7.7.25
後方支援隊長	営繕班長	給排水係長			作成者
					
所属	陸上自衛隊対馬駐屯地 後方支援隊 営繕班				

仕 様 書

件 名	久田宿舎他受水槽及び高置水槽清掃	作 成 日	令和7年7月25日
		所 属	対馬駐屯地後方支援隊 営繕班
		作 成 者	防衛技官 高橋 侑聖

1 概 要

陸上自衛隊対馬駐屯地管轄の宿舎の受水槽及び高置水槽の清掃及び点検を実施する。

2 場 所

長崎県対馬市厳原町久田527-2 久田宿舎
 長崎県対馬市厳原町久田591 久田第2宿舎
 長崎県対馬市厳原町久田594 久田第3宿舎
 長崎県対馬市厳原町久田737-11 久田浜宿舎
 長崎県対馬市厳原町小浦15-6 小浦宿舎
 長崎県対馬市厳原町小浦55-3 在長田宿舎

3 期 間

契約日～令和7年11月28日（金）
 清掃作業については令和7年10月31日（金）までに完了させるものとする。

4 内 容

場 所	種 類	構 造	規 模	数 量
久田宿舎	受水槽	FRP	7.5 t	2基
久田第2宿舎	受水槽	RC	15 t	1基
久田第3宿舎	受水槽	FRP	9 t	2基
久田浜宿舎	受水槽	FRP	15 t	1基
	高置水槽	FRP	1.5 t	1基
在長田宿舎	受水槽	FRP	10 t	2基
小浦宿舎	受水槽	FRP	11.25 t	2基
	高置水槽 (A棟)	FRP	1.59 t	1基
	高置水槽 (B棟)	FRP	2.25 t	1基

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書及び関係法令等を遵守して実施すること。
- (2) 図面及び仕様書等に記載なき事項といえども、役務完了に必要な軽微な事項は、担当官と協議のうえ請負者の責任において作業するものとする。
- (3) 請負者は、本作業の実施により駐屯地内外の人員、物品または部隊の施設に対し損害を与えた場合は、補償しなければならない。作業中担当官が必要と認めた場合は、建物、工作物等に対し損害等を与えないように養生を施すこと。
- (4) 作業時間は、原則0815から1700とし、時間外は作業を行ってはならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (5) 自衛隊宿舎の電気・給水を使用する場合は自治会担当の許可を受け、メーター等を設置し自治会算定に基づき有償により使用すること。

6 特記事項

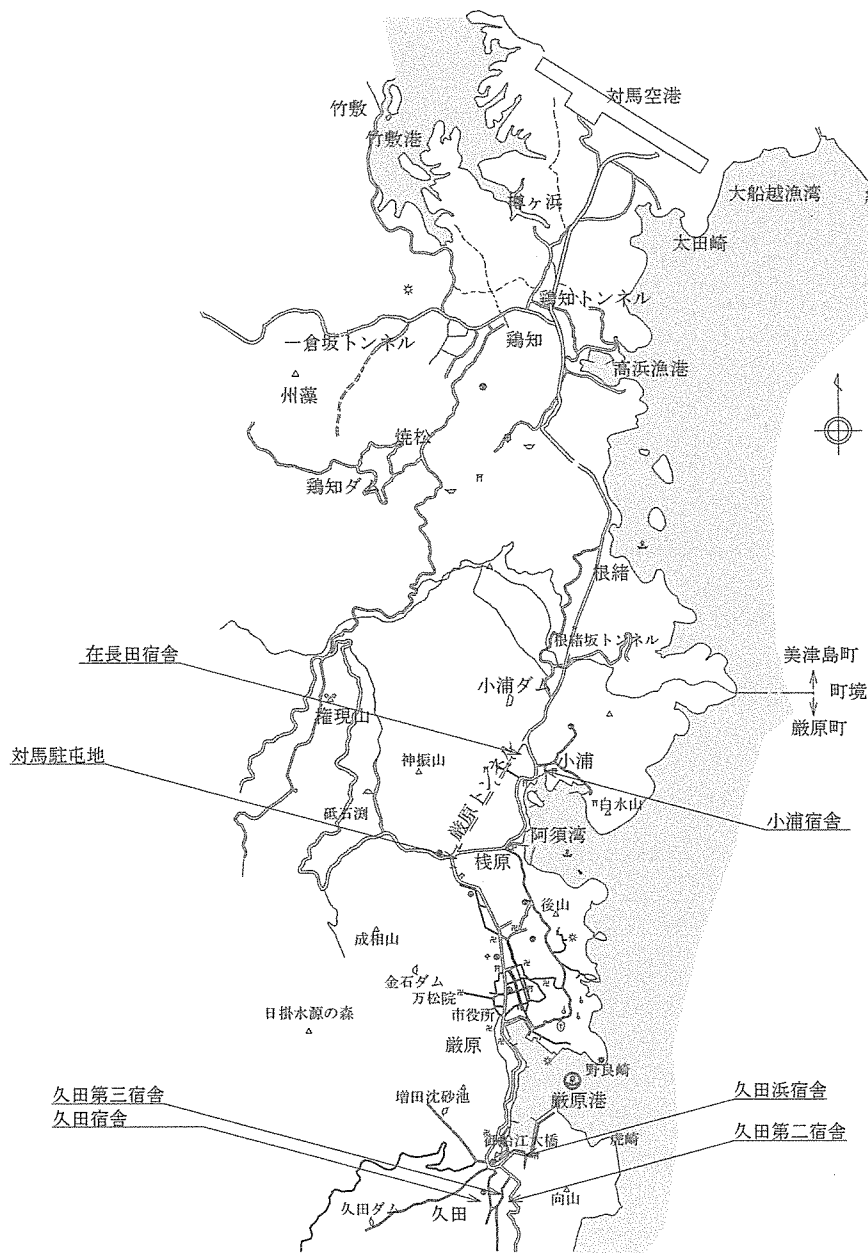
- (1) 槽内作業において、下記の事項を厳守し実施すること。
 - ア 衛生管理の徹底（作業工具等の管理及び消毒の実施）
 - イ 槽内の換気等事故防止の実施
- (2) 受水槽・高架水槽保守点検の点検項目及び点検内容は「建築保全業務共通仕様書」表4.5.1により実施すること。
- (3) 清掃の手順は、受水槽を完了したのち高架水槽を実施すること。
- (4) 清掃は、槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質の除去は水槽の材質に応じ適切な方法で行うこと。また、洗浄に用いた水は、完全に槽外に排出すること。
- (5) 消毒液は、有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。
- (6) 槽内の消毒は、高圧洗浄機等により噴霧するかブラシ等により2回以上行い、消毒による排水は完全に排除すること。
- (7) 消毒後の水洗い及び水槽への上水の注入は、消毒後30分以上経過してから行うこと。
- (8) 作業完了後注入した上水の水質検査を直ちに実施し、検査結果を速やかに書式にて報告（2部）すること、検査項目は次に示す9項目を実施すること。（一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（TOC）・PH値・味・臭気・色度・濁度）

7 提出書類

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 工程表、現場代理人等指名通知書 | 1部 |
| (2) 役務着手届 | 2部 |
| (3) 役務完了届 | 2部 |
| (4) 作業写真 | 2部 |
| (5) 作業員の腸内細菌検査成績書（着手1ヶ月以内のもの） | 1部 |
| (6) 貯水槽清掃作業監督者講習の修了証書（写し） | 1部 |
| (7) 貯水槽清掃作業従事者研修の修了証書（写し） | 1部 |
| (8) 結果報告書 | 2部 |
| (9) その他監督官から指示された書類 | |

8 検査

本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後、検査検査合格をもって完了とする。



各宿舎案内図 S=1/100,000